

新型コロナウイルス感染症発生時における職員の派遣に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、東京都を甲とし、社会福祉法人東京都社会福祉協議会を乙とし、一般社団法人東京都老人保健施設協会を丙とし、甲、乙及び丙が相互協力して、都内の介護保険施設等において感染症が発生した場合に、当該施設に職員を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 都内施設 次に掲げる施設であって、都内に開設されたものをいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）で規定する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設並びに介護老人保健施設
 - イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）で規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、都が職員の派遣を必要と認める介護保険施設等
- (3) 感染症発生施設 前号に定める施設のうち、職員又は入所者に、感染者又は濃厚接触者が発生した施設をいう。
- (4) 登録施設 次条に規定する「候補施設名簿」に登録された施設をいう。

(候補施設名簿)

第3条 乙及び丙は、都内の感染症発生施設に職員を派遣するため、派遣元となる施設を登録した名簿（以下「候補施設名簿」という。）を作成するものとする。

- 2 都内施設の開設者は、乙又は丙に対し、当該施設の候補施設名簿への登録を申請することができる。
- 3 乙又は丙は、前項の規定による登録の申請があった場合において、その内容が真正であると認められるときは、当該施設を候補施設名簿に登録する。

(派遣の依頼)

第4条 甲は、次に掲げる調整がなされてもなお感染症発生施設の職員が不足する場合において、当該感染症発生施設の所在する区市町村（以下「当該区市町村」という。）から職員の派遣依頼を受けるものとする。

- (1) 感染症発生施設の開設者が、自らが開設する他の施設の職員の配置換えを行うなどしてもなお職員が不足する場合において、当該区市町村に協力を依頼する。

(2) 当該区市町村が、前号の感染症発生施設からの協力依頼に基づいて、管内の他の施設の開設者に職員の派遣を依頼するなどの調整を行う。

(協議の依頼)

第5条 甲は、前条の規定により区市町村から感染症発生施設への職員派遣依頼を受けたときは、当該感染症発生施設の種別等に応じて、乙又は丙若しくは両者に対し、当該感染症発生施設への職員の派遣について、登録施設の開設者と協議するよう依頼する。

(候補施設の選定)

第6条 乙及び丙は、前条の規定により甲から協議の依頼を受けたときは、感染症発生施設が開設された地域等を考慮し、登録施設の中から、当該感染症発生施設に職員を派遣する施設を選定するものとする。

(派遣の決定)

第7条 乙及び丙は、前条の規定により選定した施設の開設者と、感染症発生施設へ職員を派遣することについて協議し、決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 乙及び丙は、前条の規定により職員の派遣を決定した場合は、派遣を承諾した施設の開設者(以下「派遣元」という。)及び感染症発生施設の開設者(以下「派遣先」という。)に対し、派遣を決定した旨の他必要な事項を通知するとともに、同内容を甲に対して報告する。

(職員の派遣)

第9条 派遣元は、派遣先と派遣協定等必要な書面を締結し、職員を派遣するものとする。
2 乙及び丙は、前項の規定による職員の派遣が円滑に行われるよう、必要な支援を行う。

(周知)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定書の内容について、都内施設の開設者に周知を図り、理解及び協力を得るよう努めるものとする。

(事務)

第11条 本協定に関する事務は、福祉保健局高齢社会対策部施設支援課が行う。

(協定に基づく費用負担)

第12条 本協定に基づく取組を実施するために必要な費用の負担については、別に定める。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし有効期間満了の日までに甲、乙及び丙のいずれからも終了の意思表示がないときは、本協定を当該有効期間満了の日から起算して1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(定めのない事項等)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙は、誠意を持って協議するものとする。

本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月23日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都新宿区神楽河岸1番1号

乙 社会福祉法人東京都社会福祉協議会

代表者 会長 木村 恵司

東京都新宿区左門町6番7号鯉江ビル802号

丙 一般社団法人東京都老人保健施設協会

代表者 会長 平川 博之